

別添

鳥取県 OpenRoaming 対応公衆無線 LAN アクセスポイントの構築及び運用業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県 OpenRoaming 対応公衆無線 LAN アクセスポイントの構築及び運用業務（以下「本業務」という）

2 概要

(1) 業務の目的

国内外を問わず旅行者等を対象に、利用者が通信コストを気にすることなく、シームレスかつセキュアに情報を収集及び発信できる利便性と安全性を両立した公衆無線 LAN 環境を提供する。

そのために、発注者が別途調達する OpenRoaming に対応した認証中継サーバ等（以下「認証中継基盤等」という）に接続する OpenRoaming に対応した公衆無線 LAN アクセスポイント（以下「AP」という）の構築（新規設置又は既設更新）及び運用を本業務で行う。

※OpenRoaming とは

Wireless Broadband Alliance (WBA) が展開を進めている 国際的な無線 LAN ローミング基盤であり、1つのアカウントで世界中の OpenRoaming 対応アクセスポイントを利用でき、自動接続で利便性が高く、偽基地局や盗聴に対しても安全という特徴を備えている。

(2) 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- ア AP の設置、接続試験及び試験運用
- イ 既設アクセスポイントの撤去
- ウ AP の運用

(3) 業務期間等

- ア 業務期間は契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。
- イ アのうち (2) ア及びイの環境整備に係る業務（以下「環境整備業務」という）の期限は令和 7 年 3 月 14 日までとする。
- ウ アのうち (2) ウの AP の運用に係る業務の期間は、環境整備業務の完了の日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

(4) 提出物

本業務の提出書類及び部数は次のとおりとするが、電子データも提出すること。

なお、電子データ媒体は、CD-R 又は DVD-R とし、電子データの形態については Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又は PDF とすること。

提出書類	提出期限の目安	部数
ア 業務実施計画書 業務概要、業務工程表、作業体制、緊急連絡体制、接続試験要領等を記載すること。	契約締結後、発注者と協議の上速やかに	1
イ 構築業務完了報告書 ・ AP の仕様書、取扱説明書 ・ AP 設置施設者向け取扱説明書（受注者の保守連絡先等の記載を含む） ・ AP の整備箇所の一覧表（整備施設ごとに担当者及びその連絡先を記載） ・ 3（2）シの資料 次の資料は AP ごとに添付すること。 ・ 設置場所（簡易な平面図に可能な限り配線・電波エリアを明示し、設置状況写真を添付すること）に係る資料 ※ 3（2）スの資料 ・ 機器構成図に係る資料 ・ 設置及び撤去状況写真 ・ 試験運用の状況	(2) ア及びイの完了後10日以内	1

その他、発注者から指示のあるもの。		
ウ 保守体制図（連絡先、報告方法等含む）	最初の接続試験まで	3
エ 整備施設の担当者等一覧表（毎年1回） A Pを整備施設等の担当者及びその連絡先を確認し、最新の状態に更新し提出すること。	各年の5月31日まで	1
オ 月次運用完了報告書 ・ A P運用に係る報告書（運用停止、故障報告等）	2（2）ウの毎月の業務完了後10日以内	
カ 発注者との協議議事録	協議後速やかに	1
キ その他必要な書類 屋外用A Pの設置に係る手続き書類等（自然公園法及び道路法等）	適時	別途

(5) その他

- ア 本業務で整備するA Pは、OpenRoamingに対応するとともに、Cityroam及びeduroamとの連携を行うため、必要な要件を理解し十分な準備を整えたいうえで、業務開始を行うこと。
- イ 本業務の実施に当たり、受注者は主体的に関係各所と綿密な調整を行うこと。また、現場作業中は一般利用者及び職員の執務に影響がないよう細心の注意を払うこと。
- ウ 本業務に係る現地調査や作業が滞りなく実施されるよう関係者と適宜連絡及び調整を行うこと。
- エ 発注者において本業務に係る協議や説明等が必要となった場合、協議や説明の資料等の作成を支援すること。また、必要に応じて協議や説明会等に参加すること。
- オ 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるもののほか、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に行うこと。
- カ 作業中の不測の事態及び事故が発生した場合、速やかに発注者にその内容等を報告すること。
- キ 本業務の実施に際して、建物、設備及び工作物等に損傷を与えないように十分に注意すること。
- ク 本仕様書に定めのないことは、発注者及び受注者で協議し決定することとする。

3 環境整備の内容

(1) 業務全般

- ア 発注者は、本業務で整備する公衆無線LAN設備（付帯物を含む）を原則保有せず、受注者からサービス提供を受ける。
- イ 本業務における、A P設置予定施設の管理者等（以下「管理者等」という）との調整は、受注者で行うこと。
なお、調整を行う際は、事前に発注者に方向性等について協議を行うこと。
- ウ 前項の調整の結果を速やかに発注者に報告すること。
- エ 本業務で公衆無線LAN設備を整備する際、LANケーブル、ルータ及びHUB等の既設設備がある場合は、設備所有者又は管理者等の同意を得てA Pを除く設備を再利用して良い。
- オ 発注者は電気通信事業者の登録等を行わないものとし、公衆無線LANサービスは受注者が提供するものとする。

(2) A Pの設置

- ア A Pの設置箇所、台数、種別等については別添1「整備箇所／条件一覧表」を予定する。
- イ 受注者は、各施設等の現場調査を行い、安全性の確保や電波調査結果、利用可能エリアの最適化等を考慮したうえで、管理者等関係者と協議を行い最適なA Pの数や設置場所、設置可否等を検討すること。その上で発注者と（場合によっては管理者等を含めて）協議を行い、発注者の承認を得てA Pの設置可否や設置位置を決定する。この場合において、必要に応じて別添1「整備箇所／条件一覧表」の記載内容を変更できものとする。ただし、本業務のA P設置総数は、別添1「整備箇所／条件一覧表」記載の合計数以下とする。

- ウ 個々のAPにおいて十分な同時接続台数が確保できる構成とする等、公衆無線LANサービス提供範囲において、不特定多数の利用者が快適にインターネットに接続できる環境となるよう留意すること。
 - エ AP設置場所周辺の環境や施設の特性等に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。
 - オ 各施設のAP設置及び運用に必要となるLANケーブル、ルータ及びPoEスイッチ等については、本業務の範囲として必要機器の準備等を含めて受注者が調達し整備すること。
 - カ 設置個所の周囲の環境を確認し、設置方法及び設置物の配色等に留意すること。
 - キ 壁面や天井等、APの設置に部材が必要となる場合は、受注者が部材を調達して設置すること。
 - ク APの管理方式は集中管理型の構成とし、APのコンフィグやファームウェアを一元管理できること。また、無線LANコントローラは受注者側環境に設置すること。
 - ケ 屋外に設置するAPは、屋外用のAPとし、強風、高低温、大雨（浸水）、積雪、塩害等自然環境に対応できるものとする。
 - コ 屋外用APの設置において、自然公園法に基づく国立公園内での変更手続や道路法に係る手続が必要となった場合は、申請手続に必要な資料等について作成し、発注者に提出すること。
 - サ 設置したAPは、発注者が指定する認証基盤又は認証中継基盤等と接続するための設定を行うこと。
 - シ APの設置場所及び現場調査の結果を一覧にして提出すること。
 - ス AP設置場所は、簡易な図面等で視覚的にわかるものを添付すること。
 - セ AP設置に係る調査、設計、管理者等との調整、諸手続、設置作業等、機器整備に必要な工事材料などソを除く全ての経費は、本業務に含む。
 - ソ 現場調査の結果、光回線の新規敷設が必要となった場合やAP設置のために管路や配管の新設等大規模な整備が必要な場合は、別途協議とする。
- (3) 通信回線
- ア 通信回線については、発注者で整備するものを除き、各施設の管理者等の同意を得て既存通信回線を利用すること。
 - イ 各施設の使用予定通信回線の状況については、別添1「整備箇所／条件一覧表」によるが、業務実施に当たり受注者が事前に既存の通信回線（プロバイダー含む）及びネットワーク機器等を調査し、本業務の運用が可能であることを確認すること。また、既存ネットワーク環境の利用に支障があると判断した場合は、受注者が対策案を検討し発注者と協議を行った上で、発注者が対応を決定する。
 - ウ 発注者が新規に整備する通信回線及びイの対策検討により発注者が新規に通信回線を整備すべきと判断した箇所については、原則発注者で通信回線の整備を行うものとする。この場合において、2（3）イの業務完了期限に十分間に合うよう調達できる通信回線を可能な限り複数、発注者に提案し発注者と協議の上、手続に係る資料を作成、提出すること。
- (4) 認証基盤又は認証中継サーバへの接続
- 認証基盤である OpenRoaming (Cityroam、eduroam) に接続するため、次のとおり対応すること。
- ア 本業務で設定対象とする全てのAPにおいて、発注者が指定する OpenRoaming 対応認証基盤又は認証中継サーバへ安全に接続するための設定を行うこと。
 - イ 接続設定に関する詳細情報は、発注者又は発注者が指定する認証基盤及び認証中継サーバ運用事業者（以下「認証中継サーバ等運用者」という）から提供する。
 - ウ APの接続に係る調整やその後のAPの運用は、認証中継サーバ等運用者と連携し、対応すること。
 - エ 認証中継サーバ等運用者との調整および作業に係る全ての経費は、受注者の業務範囲とする。

(5) 接続試験

ア AP設置後に(4)を含む試験調整、接続状況、通信可能な電波エリア(2.4GHz帯又は5GHz帯)の確認を行うこと。接続試験結果は、2(4)イで発注者に報告を行うこと。

イ 認証中継サーバ等運用者から提供されるプロファイルで認証を行い、インターネットに接続できることを確認すること。APの保守を完了した時も同様とする。

なお、試験用の端末は受注者において用意すること。

ウ 接続試験が良好な場合、各施設のAPの環境整備に係るすべての業務が完了するまで試験運用を継続して行うこと。

(6) 既設アクセスポイントの撤去

ア 別添2「撤去箇所所/条件一覧表」で示す発注者が現在公衆無線LANの提供を実施している箇所における、既設アクセスポイント機器(付帯物を含む)は、発注者(必要に応じて関係者)と協議の上撤去し、発注者が指定する者へ返却すること。

イ 既設アクセスポイント撤去作業における、既設アクセスポイントの所有者及び設置している施設の管理者等との調整は、受注者で行うこと。

ウ 本業務は撤去に係る経費をすべて含む。

(7) 利用規約の策定及び周知

受注者は、公衆無線LANのアクセスポイントを提供する事業者として、利用者が遵守すべき事項やサービスの提供条件を明記した利用規約及びプライバシーポリシーに関する規約を多言語(日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語を含むこと)で策定し、受注者のWEBサイト上に掲載して周知すること。

4 APの仕様

本業務で設置するAPは次の仕様を満たすものとし、受注者で機器の選定を行い、発注者の承認を得て決定する。

(1) 機器仕様

ア 必須準拠規格: IEEE802.11ax(Wi-Fi6)、IEEE802.11ac、IEEE802.11n、Passpoint(Hotspot 2.0)、WPA3-PSK、WPA2-Enterprise

イ 周波数帯域: 2.4/5GHz

ウ 同時接続端末数(1APあたり)

屋内用: 最大250台以上

屋外用: 最大500台以上

エ 動作環境

屋内用: 温度0~+40℃、湿度最大95%(非結露)

屋外用: 温度-20℃~+65℃、湿度最大95%(非結露)

オ 防水性能(屋外用に限る)

IP67相当

カ 電波法に定める技術基準に適合していること。

※総務大臣の登録を受けた者(登録証明機関)等の実施する審査により、無線設備に関する技術基準適合証明等を受けた機器であること。

(2) 機能要件

ア Passpointによる端末(サブリカント)からの認証要求を発注者が指定する認証中継基盤等に接続できる設定を行えること。

イ APから発注者が指定する認証中継サーバ等との間の接続方式と認証方式は、次のいずれかの方式により保護を行えること。

(ア) 接続方式: インターネット、認証方式: Radsec

(イ) 接続方式: インターネットVPN、認証方式: RADIUS

(ウ) 接続方式: 閉域接続(専用線)、認証方式: RADIUS

ウ 発注者が指定する認証中継基盤等からの認証結果応答に基づき、APへ接続しようとする端末のインターネットアクセスを許可又は拒否できること。

エ SSID

(ア) Tottori_Free_Wi-Fi_OpenRoaming(仮) (Passpoint 設定を行うこと)

(イ) cityroam

(ウ) eduroam

(エ) キャプティブポータル対応 SSID

※キャプティブポータル対応 SSID

発注者が提供する OpenRoaming 対応の公衆無線 LAN は、利用者端末に対応するプロファイルが必要となることから、プロファイルを未所有の利用者が容易に入手できるよう、案内用の Web ページに接続するための SSID を用意するもの。

利用者が SSID に接続した際に、ブラウザなどのキャプティブポータルで利用開始画面を表示し、かつ、発注者が指定するウェブサイトのみアクセスできるよう制限を可能とすること。

(オ) その他発注者が指定する SSID

OpenRoaming が必要な SSID は、OpenRoaming 用の Passpoint 設定を行うこと。

オ その他

(ア) AP に接続（経由）する端末間の通信を遮断できること。

(イ) 有害サイト（暴力、武器、犯罪の手段、違法薬物、差別的な言動、その他不法サイト（違法と思われる行為））、セキュリティ上問題のあるサイト（ワンクリック詐欺、フィッシング等）に対するアクセス制限等のフィルタリングを行えること。

(ウ) AP 毎の死活監視が可能なこと。

(エ) 複数の AP が隣接して設置される場所においては、AP 間での負荷バランス分散、ローミング（ハンドオフ）を提供できること。

5 セキュリティの確保

(1) 電気通信事業法その他の法令に基づき、ユーザ認証等の秘密保持等の対策を講じること。また、安全管理、セキュリティ確保等の体制を構築すること。

(2) 本業務で導入する AP 等の情報通信機器について、サイバー犯罪等を含めた情報セキュリティ面の安全性を確保すること。

ア セキュリティパッチが公開された場合やファームウェア等のソフトウェアのアップデートがされた場合は、速やかに適用判断を行い迅速かつ適切に対応すること。

イ マルウェア対策や不正アクセス防止対策、情報漏えいや情報改ざんに対する対策などのリスクを想定したセキュリティ対策を講じること。

ウ AP、ルータ及びネットワーク

(ア) サイバー攻撃等不正アクセスをブロックすること。

(イ) 本業務で整備した AP 及びルータと認証中継サーバ間等の認証情報に関する通信は、十分なセキュリティを確保し、外部からの不正な接続を防止すること。

(3) ログの保存

Cityroam 及び eduroam JP の技術基準・運用基準を踏まえ、認証中継サーバ等運用者とも連携のうえ、運用に必要なログを 12 か月以上記録・保管可能であること。また、不正な行為についての捜査機関等外部からの照会があった場合は、速やかに発注者に連絡し対応を協議すること。

(4) 各セキュリティ対策については、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行うこと。検証及び見直しの結果は発注者に報告すること。

6 保守及び障害対応

2 (3) ウの期間中、次のとおり保守及び障害対応を行うこと。

(1) 保守体制

ア 保守対応の受付窓口は 1 か所とし、事前に発注者と協議のうえ、決定した方法（電子メール・電話等）で対応すること。

- イ 保守対応は、平日 8 時 30 分から 17 時までを含む時間帯で定めること。
- ウ 認証中継サーバ等運用者と調整し、運用を開始するまでに保守体制図（連絡先、報告方法等含む）を提出すること。
- エ AP 設置施設者向け取扱説明書（保守連絡先等の記載を含む）を作成し、各施設の管理者等に配布し、内容を説明すること。

(2) 保守対象

本業務で設置する一切の機器等は、受注者の責任において保守を実施すること。

(3) 保守内容

- ア 機器の動作状況について遠隔監視を行うこと。
- イ 障害等発生時には、速やかに発注者及び管理者等へ連絡し情報収集するとともに、関係者と連携して適切に一次対応を行うこと。
- ウ 保守の依頼があった際は、遠隔にて機器の状況を確認し、必要がある場合は、設置施設と日程調整のうえ、現地にて機器の設定変更、修理又は交換等を行い、受注者の責任と負担において、AP としての機能継続に必要な対応を行うこと。
- エ 認証中継サーバ等運用者の設備との安全な接続を維持するとともに、認証中継サーバ等運用者の設備の変更等により AP の設定変更の必要が生じた場合は、本業務の受注者で AP の設定変更を行うこと。保守完了後は、必ず AP の動作確認を行うこと。
- オ 認証中継サーバ等運用者から AP の障害調査依頼があった際は、両者で協議を行い、障害切り分けや調査等を協力して実施すること。また、両者で障害状況などの情報共有を図ること。

7 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等（以下「提供資料等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、この契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は提供資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく提供資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、前各項における提供資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本業務の再委託する年度の契約金額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本仕様書の一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(4) 守秘事項等

- ア 受注者は本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密（AP を利用者とする利用者の利用履歴や

各種設定情報等を含む。)を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエは、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(5) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(7) 著作権

ア 本業務のうち、2(4)イの成果品に係る著作権は、全て(著作権法(昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。)第27条及び第28条の権利を含む。)発注者に譲渡するものとする。

イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(8) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(9) 本仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(10) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等(情報セキュリティインシデントを含む)の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(11) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害((12)ア又はイの損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(12) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たる。

(13) 責任の制限

発注者及び受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者が本業務の全部

又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての履行を免れ、発注者は、当該部分に係る費用の支払義務を免れることができる。

(14) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務のうち環境整備業務を完了したときは、業務完了後 10 日以内に 2 (4) イの構築業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの構築業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に環境整備業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 受注者は、2 (2) ウの毎月の業務を完了したときは、各月の業務完了後 10 日以内に 2 (4) オの月次運用完了報告書を発注者にそれぞれ提出しなければならない。

エ 発注者は、ウの各月の月次運用完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に各月の業務の完了を確認するための検査をそれぞれ行わなければならない。

オ 発注者は、イ及びエに基づきそれぞれ検査を行った結果、各業務を合格と認めるときは、その旨を受注者にそれぞれ通知しなければならない。

カ 受注者は、イ及びエに基づくそれぞれ検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

キ イからオまでの規定は、カの再検査の場合において準用する。

(15) 契約金額の支払等

ア 受注者は、(14) オ ((14) キにおいて準用する場合を含む。) のそれぞれの通知を受領した後、発注者に各業務の契約金額を請求する。

イ 発注者は、アの各業務の正当な請求書を受領した日から 30 日以内に請求に係る契約金額を受注者にそれぞれ支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(16) 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額から既完了部分 (受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が認めたものをいう。) に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号) 第 120 条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(17) 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(18) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(19) 任意解除

ア 発注者は、(20) 又は (21) によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アによりこの契約を解除する場合、契約解除の 1 月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(20) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の (ア) から (エ) のいずれかに該当するときは相当の期間を定

めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(18) アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(21) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の (ア) から (ク) のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務の目的を達することができないとき。

(エ) 令和 7 年 3 月 14 日までに、受注者が環境整備業務の履行をしないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア) から (エ) のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が (20) アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(22) 解除の制限

(20) ア (ア) から (エ) 及び (21) ア (ア) から (オ) までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(20) 及び (21) によるこの契約の解除をすることができない。

(23) 賠償の予定

受注者が (21) ア (カ) に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(24) 個人情報の保護

ア 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

イ 受注者は、(3) により本業務を受注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(25) 専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(26) 契約終了時の機器の取扱い

本業務で設置した機器については、契約期間満了後又は契約が解除された後は、受注者の負担により取り外し、撤去すること。

なお、機器撤去の際は、ハードディスク等記録媒体のデータ消去を行い、データ消去した旨の証明書を発注者へ提出すること。消去の方式については機器撤去の時期に発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(27) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(28) その他

ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、7の一般事項を本業務に係る契約書に記載した場合は、該当部分を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 7の一般事項を本業務に係る契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、趣旨を変えないで用語を変えない範囲内で用語を変更する場合がある。

別添1 整備箇所／条件一覧表

番号	設置施設名称	住所	回線契約者	通信回線種別	ルータ設置場所	AP設置位置	AP設置台数	AP種別(屋内/屋外)		既設AP撤去台数	設置場所と処分内容(●は処分、○はリース品返却)		追記事項	備考
								屋内	屋外		屋内	屋外		
1	山陰海岸ジオパーク	岩美郡岩美町浦富2475-22	発注者	CATV光(NCN)	浦富第一駐車場、既設コンクリート柱		1	—	○	1	—	●	撤去のみ	
		岩美郡岩美町浦富2475-14	発注者		浦富海岸海水浴場、既設休憩所施設		1	—	○	1	—	●		
		岩美郡岩美町田後地内	発注者		田後漁協建屋横 既設町通信コンクリート柱:岩美町8-5		—	—	—	—	—	—		●
		岩美郡岩美町田後560	発注者		城原海岸展望台 既設便所施設		1	—	○	1	—	●		
		岩美郡岩美町鴨ヶ磯637	発注者		鴨ヶ磯展望所 既設監視カメラ鋼管柱		1	—	○	1	—	●		
2	鳥取砂丘	鳥取市福部町湯山2164-661	発注者	NTT光	リフト乗り場 事務所内	軒下	1	—	○	1	—	○	参考通信エ7は「写真図1」による	
			発注者	NTT光	監視小屋	既設ポール	1	—	○	1	—	○	参考通信エ7は「写真図2」による	
		鳥取市福部町湯山2083-12	発注者	NTT光	鳥取砂丘ビジターセンター	既設ポール	1	—	○	1	—	○	参考通信エ7は「写真図3」による	
			発注者	NTT光	県道横敷地既設ポール		1	—	○	1	—	○	参考通信エ7は「写真図3」による	
3	白壁土蔵群	倉吉市研屋町	施設	—	(予定)研屋町公園付近		2	—	○	—	—	—	具体的な場所は、倉吉市と協議し現地調査した上で、発注者と受注者で協議して決定する。	新規
		倉吉市東仲町	施設	—	(予定)元帥酒造・クラカフェ付近		2	—	○	—	—	—		
		倉吉市魚町	施設	—	(予定)はこた人形工房・日本料理飛鳥付近		2	—	○	—	—	—		
4	大山寺参道周辺	西伯郡大山町大山字中山81-2	発注者	CATV光(COO)	山門上部回廊上専用架台		1	—	○	1	—	○	自然公園法の規制あり(既設APと同じ色にすること)	参考通信エ7は「写真図4」による
		西伯郡大山町大山115-6地先	発注者	CATV光(COO)	電灯通信盤下部直付(中電柱に共架)		1	—	○	1	—	○		
		西伯郡大山町大山116-21地先	発注者	CATV光(COO)	電灯通信盤下部直付(中電柱に共架)		1	—	○	1	—	○		
		西伯郡大山町大山字博労座	施設	—	県立大山第1駐車場 料金所建屋内		1	○	—	—	—	—		
		西伯郡大山町大山字博労座	施設	—	県立大山第4駐車場 料金所建屋内		1	○	—	—	—	—		
5	水木しげるロード	境港市大正町	施設	—	(予定)既設ポール		2	—	○	—	—	—	具体的な場所は、現地調査した上で、境港市・発注者と受注者で協議して決定する。	新規
		境港市松ヶ枝町	施設	—	(予定)既設ポール		2	—	○	—	—	—		
		境港市松ヶ枝町	施設	—	(予定)アーケード屋根		2	—	○	—	—	—		
6	鳥取空港	鳥取市湖山町西4丁目110-5	発注者	NTT光回線	国内線2階待合室内(1)	待合室天井	1	○	—	1	○	—		
					国内線2階待合室内(2)	待合室天井	1	○	—	1	○	—		
					国内線2階待合室内(3)	待合室天井	1	○	—	1	○	—		
					国際線1階受付カウンター	カウンター上	1	○	—	1	○	—		
					国際線2階図書コーナー	コーナー床面	1	○	—	1	○	—		
7	鳥取駅	鳥取市東品治町111	発注者	新規	施設内	(予定)中2階待合室内天井	1	○	—	—	—	具体的な、交通政策課及びJRと協議し現地調査した上で、発注者と受注者で協議して決定する。	新規	
8	倉吉駅(エキハル)	倉吉市上井	施設	—	2階エキハル倉吉事務所内	2階エキハルカウンター上	1	○	—	1	○	—		
9	倉吉駅(バスターミナル)	倉吉市上井	施設	—		(予定)バスターミナル周辺	1	—	○	—	—	具体的な場所は、現地調査した上で、倉吉市・発注者と受注者で協議して決定する。	新規	
10	米子駅	米子市弥生町	施設	—	施設内	(予定)2階待合室天井	1	○	—	—	—	具体的な、現地調査した上交通政策課・JR・発注者と受注者で協議して決定する。	新規	
11	境港駅	境港市大正町215	施設	—	施設内	(予定)1階待合室内天井	1	○	—	—	—	具体的な、現地調査した上交通政策課・JR・発注者と受注者で協議して決定する。	新規	
					みなとさかい交流館(オアシス)	施設	—	2階NTTルータ設置柱横	2階ルータ設置柱上面	1	○	—	1	○
12	境夢みなとターミナル	境港市竹内団地252	施設	—	既設の場所	既設の場所	1	○	—	—	—	具体的な場所は、施設管理者と協議して決定する。	新規	
13	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	岩美郡岩美町牧谷1794-4	発注者	NTT光回線	AP設置付近	既設の場所	1	○	—	1	○	—	既設回線の有無と使用可否を確認。ただし、県業務で使用している回線はWi-Fiに替わらない。	
14	かっこ館	鳥取市賀露町西3-27-2	発注者	NTT光回線	—	窓枠上	1	○	—	1	○	—		
15	アイエム電子 鳥取砂丘子どもの国	鳥取市浜坂1157-1	施設	—	事務室内	カウンター上	1	○	—	1	○	—		
16	県立博物館	鳥取市東町2丁目124	施設	—	1階ホール受付上部		1	○	—	1	○	—		
17	県立美術館	倉吉市駐経寺町2丁目3-12	施設	—	既設利用を想定	既設利用を想定	設定試験	○	—	—	—	施設においてAP整備(OpenRoaming対応)済。OpenRoamingに接続する台数を確認し接続設定及び試験を実施。認証中継サーバが必要。	新規	
18	響の森	八頭郡若桜町つくみ	施設	—	事務室内に2台	1階受付カウンター内	1	○	—	1	○	—		
19	燕趙園	東伯郡湯梨浜町引地565-1	施設	—	AP設置付近	既設の場所	1	○	—	1	○	—	既設回線の有無を確認	
		東伯郡湯梨浜町引地563-1	施設	—	AP設置付近	既設の場所	1	○	—	1	○	—	既設回線の有無を確認	
20	夢みなとタワー	境港市竹内団地255-3	施設	—	多目的ホールカウンター内	多目的ホールカウンター内	1	○	—	1	○	—		
21	大山自然歴史館	西伯郡大山町大山43	施設	—	1階事務室内床置	1階正面入口天井面	1	○	—	1	○	—		
22	むきばんだ遺跡	西伯郡大山町妻木1115-4	施設	—	AP設置付近	既設の場所	2	○	—	2	○	—	既設回線の有無を確認	
23	とっとり花回廊	西伯郡南部町鶴田110	施設	—	西館1階職員控室内	西館1階電話コーナー卓上	1	○	—	1	○	—	既設回線の有無を確認	新規
					館内	東館内	1	○	—	—	—			
					館内	北館内	1	○	—	—	—			
					館内	南館内	1	○	—	—	—			
24	ヤマタスポーツパーク 県民体育館	鳥取市布勢146-1	施設	—	1階事務室内	2階アリーナ壁面	1	○	—	1	○	—		
25	県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2	施設	—	1階事務室内	2階放送室内	1	○	—	1	○	—		
26	エースバックなしこ館	倉吉市駐経寺町198-4	施設	—	AP設置付近	大研修室	1	○	—	1	○	—	既設回線の有無を確認	
27	わらべ館	鳥取市西町3丁目202	施設	—	2階端子盤内	1階7トウム化粧柱上	1	○	—	1	○	—		
							2階展示室内テラス上	1	○	—	1	○		—
							平面図A~Cのいずれか	1	○	—	—	—		
							3階展示室内天井梁上	1	○	—	1	○		—
28	とりぎん文化会館	鳥取市尚徳町101-5	発注者	新規	1階フリースペース	1階フリースペース	1	○	—	—	—	施設内配線工事が必要。	新規	
							2階梨花ホールホワイエ	1	○	—	—			—
							2階ギャラリー	1	○	—	—			—
							2階会議棟22倉庫前	1	○	—	—			—
29	エースバック未来中心	倉吉市駐経寺町212-5	発注者	新規	1階運営事務室内	レストラン前天井	1	○	—	—	—	施設内配線工事が必要。	新規	
							えんトリ前天井	1	○	—	—			—
							自販機横廊下天井	1	○	—	—			—
							セミナー8廊下天井	1	○	—	—			—
30	米子コンベンションセンター	米子市末広町294	発注者	情報ハイウェイ	専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	エントランス+情報フラグ	1	○	—	1	○	—	インターネット回線速度確認。	撤去のみ
					専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	エントランスロビー壁面	—	—	—	1	○	—		
					専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	多目的ホール内容席	2	○	—	2	○	—		
					専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	小ホール調整室内	1	○	—	1	○	—		
					専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	国際会議室調整室	1	○	—	1	○	—		
					専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	多目的ホールホワイエ	1	○	—	1	○	—		
専用スイッチ(HUBスイッチ盤内)	小ホールホワイエ天井	—	—	—	1	○	—							
31	予備機(屋内型)	—	—	—	—	—	5	○	—	—	—	設置は行わない。保管は受注者で行うこと。	撤去のみ	
32	予備機(屋外型)	—	—	—	—	3	—	○	—	—	設置は行わない。保管は受注者で行うこと。			

※回線について、空欄施設は既設回線状況を確認し、本業務で設置する公衆無線LANに回線を利用させていただける又は回線を新設していただける場合は、施設側回線を利用するものとします。それ以外、別途発注者と受注者で協議とします。

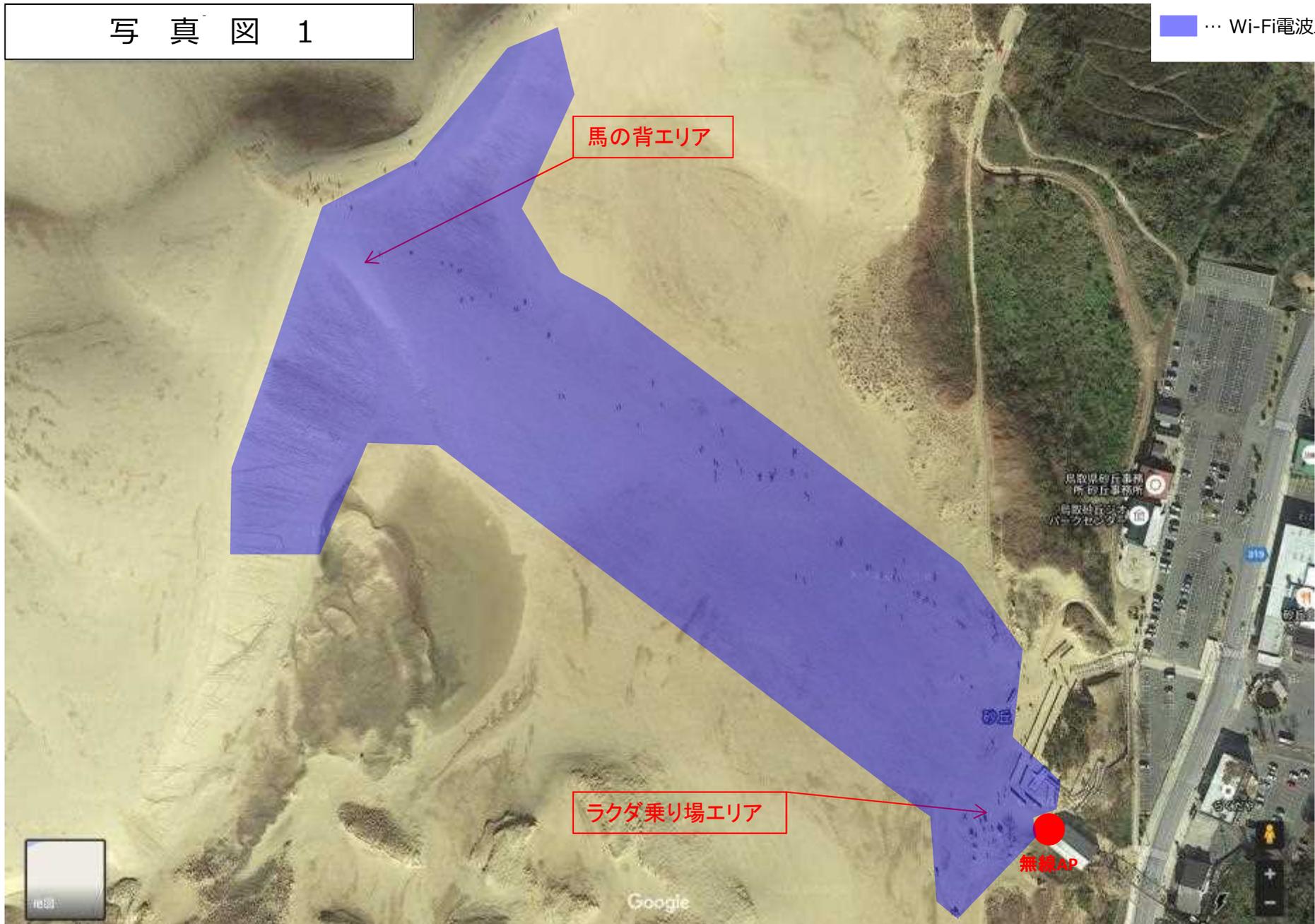
※一部撤去のみのAPを含む。

番号	設置施設名称	住所	ルータ設置場所	AP設置位置	既設AP 撤去台数	設置場所(リース品を取外し後、返却)		追記事項	備考
						屋内	屋外		
30	道の駅八東	八頭郡八頭町徳丸625	施設内		1	○	—		
31	白壁土蔵群・赤瓦一号館	倉吉市新町1丁目2441	1階事務室内	1階トフライト梁上	1	○	—		
32	白壁土蔵群・赤瓦十号館	倉吉市魚町2568	1階事務室内	1階事務室カウンター上	1	○	—		
33	せきがね湯命館	倉吉市関金町関金宿1139	1階管理事務室内	1階管理事務室内	1	○	—		
34	道の駅犬狹	倉吉市関金町山口2030-46	売店内レジ卓上	売店内レジ卓上	1	○	—		
35	倉吉市役所本庁舎	鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1	施設内	第2庁舎1階の市民課	1	○	—		
36	倉吉市役所関金庁舎	倉吉市関金町大鳥居193-1	1階郷土資料展示ホール卓上	1階郷土資料展示ホール卓上	1	○	—		
37	三朝バイオリン美術館	三朝町三朝199-1	1階ホールカウンター	1階ホールカウンター	1	○	—		
38	道の駅はわい	東伯郡湯梨浜町宇野2343	施設内		1	○	—		
39	北条公園(オートキャンプ場)	東伯郡北条町田井488-1	施設内		1	○	—		
40	青山剛昌ふるさと館	東伯郡北条町由良宿1414	1階事務室内	1階通路壁上	1	○	—		
41	コナン駅観光案内所	東伯郡北条町由良宿573-1	事務室壁付端子盤内	事務室壁付端子盤内	1	○	—		
42	物産館ことうら	東伯郡琴浦町別所1030-1	施設内		1	○	—		
43	ポート赤崎	東伯郡琴浦町別所255	施設内		1	○	—		
44	米子水鳥公園	米子市彦名新田665	展示室棚上		1	○	—		
45	なかやま温泉館	西伯郡大山町赤坂708	事務室受付窓付近置		1	○	—		
46	日南町役場本庁舎	日野郡日南町霞800	1階ITルームネットワーク内	1階ITルームネットワーク内	1	○	—		
47	わったいな	鳥取市賀露町西3-323	とりっこ広場 大回亭	梁桁上 レジカウンター上	1 1	○ ○	— —		
48	鳥取ぼかぼか温泉	鳥取市古海570	1階事務室端子板内	1階飲食コーナー天井	1	○	—		
49	砂丘センター	鳥取市福部町湯山2083	1階事務室内	1階食堂壁面	1	○	—		
50	宝喜温泉館	鳥取市気高町下光元691-1	施設内		1	○	—		
51	山陰松島遊覧(物販施設)	岩美郡岩美町大谷2182	乗合場内カウンター	乗合場内カウンター	1	○	—		
52	スイートランドTAKARA	倉吉市関金町関金宿2913	施設内		1	○	—		
53	三佛寺	東伯郡三朝町三徳1010	APの付近 APの付近	建物の軒下 社務所柱	1 1	— —	○ ○	既設APIは、屋外高所に設置。 既設APIは、屋外高所に設置。	
54	ハワイゆーたうん	東伯郡湯梨浜町上浅津204-2	事務室内	受付カウンター上	1	○	—		
55	龍鳳閣	東伯郡湯梨浜町引地560-7	施設内		1	○	—		
56	神崎神社	東伯郡琴浦町大字赤碕210	施設内		1	○	—		
57	塩谷定好写真記念館	東伯郡琴浦町赤碕1568	施設内		1	○	—		
58	河本家住宅	東伯郡琴浦町麓津393	施設内		1	○	—		
59	米子市観光センター	米子市皆生温泉3-1-1	1階事務室内	1階事務室内	1	○	—		
60	大山トムソーヤ牧場	米子市岡成622-2	2階事務室内	2階事務室前	1	○	—		
61	芙蓉別館	米子市皆生温泉3-14-10	1階フロントカウンター内	1階フロントカウンター内	1	○	—		
62	ラビスバ	米子市淀江町淀江2-38	ロビー天井		1	○	—		
63	大漁市場なかうら	境港市竹内団地209	営業事務室卓上	営業事務室卓上	1	○	—		
64	水木しげる記念館	境港市本町5番地	施設内		1	○	—	ユーザー取外し中	
65	お魚センターみくりや	西伯郡大山町御来屋29-4	施設内		1	○	—		
66	大山乗馬センター	西伯郡大山町赤松2459-130	受付内	受付内	1	○	—		
67	大山フィールドアスレチック(森の国)	西伯郡大山町赤松634	ビジターセンター内	ビジターセンター内	1	○	—		
68	大山寺・本堂	西伯郡大山町大山9	社務所内床置	庶務署受付カウンター上	1	○	—		
69	香取開拓牧場(香取村ミルクプラント)	西伯郡大山町豊房2595-8	事務室卓上面	事務室カウンター上	1	○	—		

鳥取砂丘(ラクダ・馬の背)

写真図 1

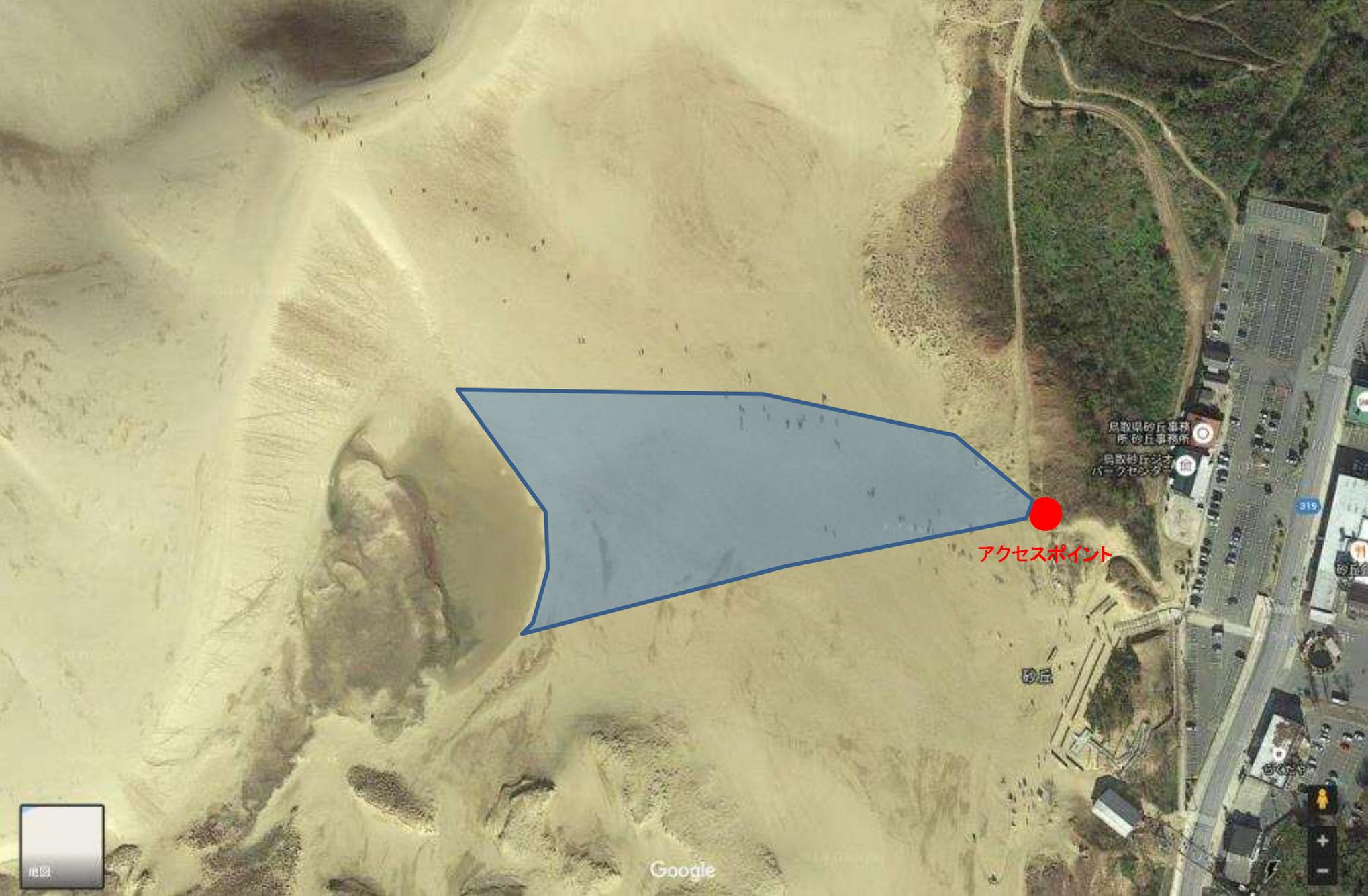
… Wi-Fi電波エリア



鳥取砂丘(監視小屋)

写真図 2

Wi-Fi電波エリア



鳥取砂丘(ビジターセンター・既設ポール)

無線AP(鳥取砂丘ビジターセンター)

写真図 3

Wi-Fi電波エリア

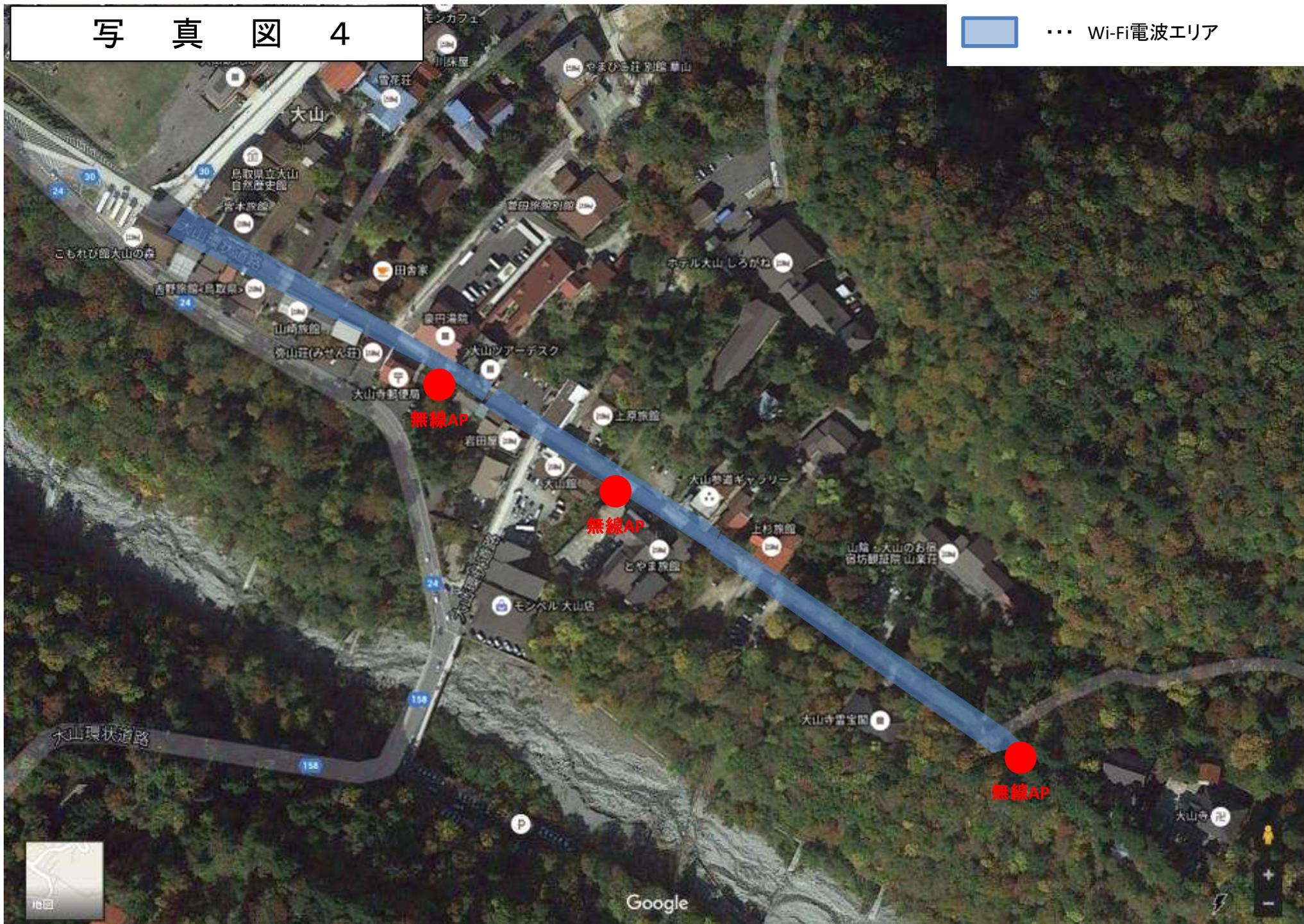


無線AP(県道横敷地既設ポール)

大山寺参道周辺

写真図 4

Wi-Fi電波エリア



水木しげるロード

写真図 5

… Wi-Fi電波エリア



屋外用AP
(無指向)



道路に沿って3か所に計6台設置します。